

手数料一覧 (単位：円)

申請内容	種 類	法 令 の 条 項	手 数 料 額
確認検査		法第 6 条第 1 項ほか	<a href="#">別表参照</a>
許可	建築物の敷地と道路との関係の建築許可	法第 43 条第 2 項第 2 号	33,000
	公衆便所等の道路内における建築許可	法第 44 条第 1 項第 2 号	
	建築物の建ぺい率の特例	法第 53 条第 4 項	
	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外	法第 53 条第 5 項第 3 号	
	用途地域等における建築等許可	法第 48 条各項ただし書	180,000
	仮設建築物の建築許可	法第 85 条第 5 項	<a href="#">別表参照</a>
	その他の許可	法第 44 条第 1 項第 4 号など	160,000
認定	建築物の敷地と道路との関係の建築認定	法第 43 条第 2 項第 1 号	27,000
	一団地認定関係	法第 86 条第 1 項ほか	<a href="#">別表参照</a>
	全体計画認定	第 86 条の 8 第 1 項、第 3 項	<a href="#">別表参照</a>
	仮使用認定	法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号、第 2 号	<a href="#">別表参照</a>
	その他の認定	令第 137 条の 16 第 2 号など	27,000
各種証明	確認台帳記載証明		450

確認検査・全体計画認定手数料一覧 (単位：円)

建築物 申請部分の 床面積 (㎡)	確認 ※1	計画変更 確認 ※2	中間検査	完了検査 ※3 ( )内は 中間検査を 受けた場合	全体計画認定 (変更認定も 同額)
30 以内	7,000	7,000	12,000	14,000 (12,000)	7,000
30 超	12,000	12,000	14,000	16,000 (14,000)	12,000
100 以内					
100 超	18,000	18,000	20,000	22,000 (20,000)	18,000
200 以内					
200 超	25,000	25,000	26,000	30,000 (28,000)	25,000
500 以内					
500 超	44,000	44,000	46,000	51,000 (49,000)	44,000
1,000 以内					
1,000 超	63,000	63,000	62,000	70,000 (64,000)	63,000
2,000 以内					
2,000 超	184,000	184,000	141,000	165,000 (150,000)	184,000
10,000 以内					
10,000 超	302,000	302,000	220,000	259,000 (242,000)	302,000
50,000 以内					
50,000 超	539,000	539,000	411,000	463,000 (447,000)	539,000
<b>昇降機</b> (1基につき)	12,000	7,000	16,000	17,000 (16,000)	—
<b>工作物</b> (1工作物につき)	10,000	6,000	11,000	11,000 (11,000)	—

◎床面積の算定について

- ※1 ・全体計画認定を受けた建築物にあっては、当該床面積の2分の1
  - ・移転、大規模の修繕、大規模の模様替えまたは用途の変更の場合、当該申請に係る部分の床面積の2分の1 (全体計画認定を受けた建築物にあっては、当該床面積の4分の1)
- ※2 ・当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1 (移転、大規模の修繕、大規模の模様替えまたは用途の変更の場合も変更に係る部分の床面積の2分の1)
  - ・床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積
- ※3 ・移転、大規模の修繕または大規模の模様替えの場合、当該申請に係る部分の床面積の2分の1

(富山県(富山市・高岡市を除く)の手数料R3.7.1～)

確認検査手数料一覧（単位：円）

【建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物への加算※1】

建築物 申請部分の床面積（㎡）	完了検査
特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が 300㎡以上1,000㎡未満のもの	+ 15,000
特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が 1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	+ 25,000
特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が 2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	+ 75,000
特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が 5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	+ 119,000
特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が 10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	+ 150,000
特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が 25,000㎡以上のもの	+ 188,000

◎複数棟の考え方について

※1 申請に複数の対象棟が含まれる場合、建築物ごとに加算

## 一団地認定関係手数料一覧

種 類	法 令 の 条 項	手 数 料 額 ( 円 )	
		( n は 建 築 物 の 数 )	
一団地の建築物の特例認定	法第 86 条第 1 項	$78,000+28,000*(n-2)$	※1
既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定	法第 86 条第 2 項	$78,000+28,000*(n-1)$	※2
1 敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定	法第 86 条の 2 第 1 項		※3
一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可	法第 86 条第 3 項	$220,000+28,000*(n-2)$	※1
既存建築物を前提とした総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可	法第 86 条第 4 項	$220,000+28,000*(n-1)$	※3
1 敷地内認定建築物以外の建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可	法第 86 条の 2 第 2 項		
1 敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可	法第 86 条の 2 第 3 項		
建築物の認定又は許可の取消し	法第 86 条の 5 第 1 項	$6,400+12,000*n$	※4
一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外認定	法第 86 条の 6 第 2 項	27,000	

- ※1 n が 2 以下のときは n は 2 とする。
- ※2 n には既存建築物を含めない。
- ※3 n には 1 敷地内認定建築物を含めない。
- ※4 n は現に存する建築物の数。

**仮設建築物の建築許可、仮使用認定の手数料（単位：円）**

建築物 面積（㎡）※1	仮設許可	仮使用認定
100 以内	15,000	15,000
100 超 500 以内	30,000	30,000
500 超 1,000 以内	60,000	60,000
1,000 超	120,000	120,000

<b>昇降機</b> (1基につき)	—	30,000
<b>工作物</b> (1工作物につき)	—	30,000

※1 仮設建築物の建築許可は延べ面積の合計、仮使用認定は仮使用部分の床面積の合計